

3 福祉用具に係る貸与と販売の選択制

- (1) 一部福祉用具については、利用者の過度な負担を軽減しつつ、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制サービスです。
- (2) 事業者は、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。

以上

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受け同意をしました。

利用者
住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人
住 所 _____
氏 名 _____ 印
(利用者との続柄： _____)

令和 年 月 日

重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明をしました。

説明者 所属事業所 J A秋田おばこ福祉用具貸与事業所
氏 名 _____ 印

初回説明事項からの変更

変更事項： _____ 月 _____ 日説明
変更事項： _____ 月 _____ 日説明
変更事項： _____ 月 _____ 日説明

秋田おばこ農業協同組合の 福祉用具貸与(介護予防)サービスにかかる重要事項説明書

- 1 事業者 主たる事業者所在地
秋田おばこ農業協同組合 秋田県大仙市佐野町5-5
- 2 事業の目的と運営方針

(目的)

介護支援が必要と認定されたご利用者のケアプラン(介護予防)に基づき、福祉用具貸与(介護予防)サービスを実施します。当事業所の福祉用具専門相談員は、介護支援が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、利用者の自立を支援するとともに、生活の質の向上にはかり、家族と安心して日常生活を営むことができるよう福祉用具貸与(介護予防)サービスを通じて支援を行います。

(方針)

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3 サービス提供事業(ご利用事業所)

福祉用具貸与	介護保険事業所番号	0570808733号	
	住 所	秋田県大仙市大曲通町8-68	
	管理者名・連絡電話番号	小松和恵	TEL 0187-86-0898
	サービス提供地域	大仙市・美郷町・仙北市	

4 ご利用事業所の職員体制

職 種(資格)	人 員
管理者	1名
福祉用具専門相談員	2名(常勤2名)

5 営業日・営業時間

営業日は、年末年始(12/31~1/3)を除く毎日です。営業時間は以下のとおりです。

平 日	土曜日	休祭日
8:30~17:30	8:30~17:30	8:30~17:30

6 サービス利用基本料金及び利用者負担

(1) 利用者負担(基本料金)

- ① 利用者負担金は、別添一覧表(カタログ等)の通りとし、当該料金の1割又は2割又は3割を負担していただきます。
- ② 利用料は原則として1か月単位とします。
- ③ 貸与開始日は商品を利用宅へ納品した日、終了日は電話等で連絡いただいた日とします。

(2) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護(支援)度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(3) 利用者負担金等の支払

月末締切の翌月 20 日（ただし、20 日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者へ支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（7割又は8割又は9割）を受けとることになります。

(4) 利用日の中止・変更

利用者がサービスの利用の変更・中止をする際には、すみやかに（2 日前までに）次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	TEL 0187-86-0898
-----	------------------

7 福祉用具貸与（介護予防）計画の作成とサービス記録

- ① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、福祉用具貸与（介護予防）計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ② 事業者は、福祉用具貸与（介護予防）計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

8 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福祉用具貸与 相談窓口	TEL 0187-86-0898	(対応者・小松和恵)
大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所	TEL 0187-86-3910	大仙市高梨字田茂木 10
秋田県国民健康保険団体連合会	TEL 018-883-1550	秋田市山王四丁目 2-3
大仙市高齢者包括支援センター	TEL 0187-63-1111	大仙市大曲花園町 1-1
仙北市役所長寿支援課	TEL 0187-43-2281	仙北市角館町中菅沢 81-8
美郷町役場福祉保健課	TEL 0187-84-4907	美郷町土崎字上野乙 170-10

9 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、市町村、介護支援専門員等へ連絡し、必要な措置を講じます。

主治医 (かかりつけ 医)	主治医氏名		
	電話番号		
ご家族	氏名		(続柄)
	連絡先	(自宅) (勤務先) (携帯)	

福祉用具貸与サービス内容説明書

1 福祉用具貸与サービス

- (1) 「福祉用具貸与」は、要介護者に必要な福祉用具（日常生活上の便宜又は機能訓練のための用具であって、要介護者の日常生活の自立を助けるためのもの）のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、住居環境等を踏まえて、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。

2 福祉用具貸与サービスの種類と料金等

(1) ご利用いただく種目と利用料金 (1 か月)

種 目	商 品 名	個 数	月単価	利用料	利用者負担金
車いす				円	円
車いす付属品				円	円
特殊寝台				円	円
特殊寝台付属品				円	円
床ずれ防止用具				円	円
体位変換器				円	円
手すり				円	円
スロープ				円	円
歩行器				円	円
歩行補助つえ				円	円
認知症老人徘徊感知 機器				円	円
移動用リフト				円	円
自動排泄処理装置				円	円
合 計	—		—	円	円

※ ご利用いただく福祉用具貸与種類・利用日時・曜日・時間等の変更が発生した場合は、「福祉用具貸与計画書」により、その都度対応いたします。
 ※ ここに記載した金額は、見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、実際のご利用実績により計算いたします。